

母子家庭等日常生活支援事業のご利用について

ひとり親世帯・寡婦の方が、次のいずれかに該当する場合、家庭生活支援員が家事支援等を行います。

1 下記の事由により、一時的に生活援助等が必要な家庭

- 技能習得のための通学・就職活動をしている場合
- 疾病や出産、家族の病気で看護が必要になった場合
- 事故や災害等にあった時
- 冠婚葬祭に出席する場合
- 仕事の都合で転勤や出張により帰宅が遅くなる場合
- 学校等の公的行事に参加する場合

2 生活環境が激変（※）し、日常生活を営むのに、特に大きな支障が生じている家庭

（※）ひとり親家庭になっておおむね6ヶ月以内の家庭などで、日常生活を営むのに支障が生じている時

3 乳幼児又は小学校に就学する児童を養育しており、就業上の理由により、帰宅時間が遅くなる等の場合

<支援内容>

- ◆生活援助：利用者の自宅で家事支援等をします。
 - 1ヶ月間、20時間を限度（1時間単位）（ご希望に添えない場合があります）。

<利用時間>

午前7時から午後10時まで（ご希望に添えない場合があります）。

<利用料金・必要書類> （1時間）

	生活援助	申請の際に必要な必要書類
生活保護世帯	0円	• 生活保護世帯を証明する証書
市民税非課税世帯	0円	• 住民票（世帯全員記載のもの） • 戸籍謄本 • 市民税・府民税証明書 （※マイナンバー入り住民票提出の場合は不要）
児童扶養手当支給水準の世帯	150円	• 児童扶養手当証書 • ひとり親家庭医療証
その他の世帯	300円	• 住民票（世帯全員記載のもの） • 戸籍謄本 または、児童扶養手当証書あるいは、ひとり親家庭医療証などでひとり親である事が確認できる書類

※ 住民票・戸籍謄本・所得証明書は、3ヶ月以内のものとする

<利用の流れ>

- 1 利用を希望される場合は、事前にこども若者政策課へご連絡ください。
※「本事業の利用が必要な事由」「一時的にサービスが必要な家庭の状況」、「日常生活を営むのに特に大きな支障の状況」等、担当職員が確認いたします。
- 2 確認後、登録申請を行っていただきます。
登録申請には、必要な書類がありますので、利用料金・必要書類表をご覧ください。
- 3 手続き後、「登録通知書」を交付します。
八尾市シルバー人材センターへご連絡いただき、具体的な支援の内容など確認をしてください。

	所在地	連絡先
八尾市シルバー人材センター	八尾市宮町1丁目10番32号	電話：072-924-2001 FAX：072-992-8282

*問合せ等は、平日（月曜日から金曜日）の午前9時から午後5時15分までをお願いします。

- 生活援助：利用者の自宅で家事支援等をします。
（食事の世話、掃除、買物や子どもの保育、身の回りの世話など）
- 4 利用料は、利用時間に応じてお支払いください。
 - * 買い物の料金や食材費等の材料費については、当日実費にてお支払いください。
 - * お子さんの飲み物・おやつなどの飲食物や着替え・紙おむつなどのご用意ください。

【 問合せ・申込先 】

八尾市こども若者部こども若者政策課
住所 八尾市本町1丁目1番1号
Tel：072-924-3988
Fax：072-924-9548
mail：kodomoseisaku@city.yao.osaka.jp